

奈良県告示第百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十七年六月二十九日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
合 五條市漁業協同組	五條市今井一丁目	奈内共第三号 奈内共第四号 奈内共第五号 奈内共第二十号 奈内共第二十一号	平成二十七年六月二十九日
合 川上村漁業協同組	吉野郡川上村大字 迫	奈内共第二十六号 奈内共第二十七号 奈内共第二十八号 奈内共第二十九号 奈内共第三十号 奈内共第三十一号 奈内共第三十二号 奈内共第三十三号	平成二十八年三月一日
東吉野村漁業協同 組合	吉野郡東吉野村大 字小	奈内共第三十七号 奈内共第三十八号	平成二十七年六月二十九日